

料金プランに関する注意事項

入居一時金

ご入居から6年以内に入居契約が終了した場合、下記の計算式により返金します。

(原状回復費等は差し引かれます。)

【返還金】 = 入居一時金×80% ÷ 2,190 日 (6年) × (契約終了日から入居6年後までの日数)

敷金

入居契約が終了した場合、無利息にて返金します。(原状回復費等は差し引かれます)

月額費用

【管理費】

事務管理部門の人的費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人的費・事務費、目的施設の維持管理費(光熱水費含む)です。

【食費】

実食数に基づき翌月精算させていただきます。欠食の場合は、24時間前までに届出をお願いいたします。

【その他】

- 医療費、介護保険自己負担分、介護用品費、電話代等は別途実費負担。
- 入居時及び入居後、医師の判断等により認知症者専門居室へ移られた方は居室の権利の移行と共に2階専用共用施設(食堂)の利用及び居室の仕様変更に伴い家賃相当額に月額21,000円(日額700円1ヶ月30日として)が5年間(60ヶ月)加算されます。

入居者の条件

要支援・要介護認定者の方。

身元引受人の条件、義務等

入居契約にあたり、身元引受人2人以上を定めていただきます。

本契約に基づく入居者の債務について、入居者と連携して履行の責を負うとともに 必要な時は、入居者の身元を引き取るものとします。

契約の解除

以下の場合には、90日間の予告期間をおいて契約を解除させていただくことがあります。

- ① 入居契約時に虚嘘の事項を記載する等の不正手段により入居された場合。
- ② 施設利用費その他の費用のお支払いを3ヶ月以上延滞された場合。
- ③ 契約上の禁止事項に違反された場合。

ご契約の際必要な書類

【お申込時】

- 入居申込書（ご本人および申込人の認印ご捺印）
- 利用者状況申告書
- 健康診断書（入院中の方は医療情報提供書、看護サマリー（3ヶ月以内のもの））
- 介護保険証のコピー

【ご契約時】

- 契約書（ご本人および身元引受人2名の認印ご捺印）
- 口座振替依頼書（金融機関への届出印ご捺印）
- 健康保険証および老人医療受給者証
- 介護保険証